

山形県社会貢献活動促進基金実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、山形県社会貢献活動促進基金条例（平成20年3月県条例第54号。以下「条例」という。）に基づく山形県社会貢献活動促進基金（以下「基金」という。）に係る事務及び事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(愛称)

第1条の2 基金を広く普及するため、基金の愛称を定めることとし、愛称は「やまがた社会貢献基金」とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附金 基金の趣旨に賛同して行われた現金による寄附をいう。
- (2) 寄附者 前号の寄附金を納入したものをいう。ただし、次に掲げるものを除くものとする。
 - ア 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの
 - イ 役員等（法人である場合にはその役員又はその支店若しくは寄附を行うものの代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であるもの
 - ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの
 - エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等しているもの
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは間接的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているもの
 - カ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

第2章 基金の造成

(基金の造成)

第3条 基金は、一般会計積立金、基金に係る寄附金等をもって造成する。

(寄附金の受入れ)

第4条 寄附金の受入れは随時行うものとする。この場合、山形県事務代決裁及び専決事務に関する規程（昭和28年12月21日県訓令49号）にかかわらず寄附金の受領に関する決裁は省略できるものとする。

- 2 寄附金は、原則として別紙の納入書（平成20年3月13日付け出総第435号特例承認様式）により納入するものとする。
- 3 寄附者から申し出がある場合は、別に定めるところにより、基金の処分に関する希望を添えた寄附金を受け入れることができるものとする。

(寄附金の不返還)

第5条 前条第3項の規定にかかわらず、いかなる場合も寄附金は返還しない。ただし、第2条第2号アからカに該当するものが納入した場合を除く。

(寄附金の受付窓口)

第6条 寄附金の受付窓口は、原則として山形県指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関とする。

(寄附金の調定)

第7条 第4条により収納された寄附金に係る調定は、防災危機管理課長が行う。

(寄附金等の基金への積立時期)

第8条 寄附金等は、次の時期に基金に積み立てるものとする。

- (1) 一般会計積立金 支出決定時
- (2) 寄附金 別に定める時期
- (3) 国庫支出金等 収入決定時
- (4) 運用利息 発生の都度

第3章 基金の処分

(基金の処分)

第9条 条例第6条の規定に基づき基金を処分することができる施策は次の事業とし、その金額は毎年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

- (1) NPO活動促進事業
- (2) 基金制度推進事業

(寄附者の希望の考慮)

第10条 基金の処分に係る事業の実施に当たっては、第4条第3項の寄附者の希望を考慮するものとする。

2 前項の寄附者の希望に関する取扱いは、別に定めるものとする。

第4章 基金の運営

(外部有識者委員会の設置)

第11条 社会貢献活動の活性化に係る各種施策の推進を図るため、山形県NPO推進委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

- 2 委員会の委員は、別に定めるところにより、知事が委嘱するものとする。
- 3 委員会は、別に定める業務を行うものとする。

(広報)

第12条 基金の運営状況については、随時広報を行い、広く県民の理解と協力を求めるものとする。

(庶務)

第13条 基金に関する庶務は、消費生活・地域安全課において処理する。

第5章 その他

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、基金に係る事務及び事業の実施に関し必要な事項は別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。